

「筑波大学附属病院アメニティモール整備運営事業」に係る要求水準の解釈書をここに公表する。

平成29年7月7日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 松村 明

#### 要求水準の解釈書

No	要求水準	解釈
1	P25 V2(5)① また、調剤薬局を提案する場合は 医薬品を含めた商品の決定につい ては大学と協議を行うこと。	調剤薬局の提案があった場合には大学と協議 を行うこととしているのは、「利用者の利便性 確保等の観点から病院側との情報共有を図る ことを意図したもの」であり、調剤薬局が商品 を決定するにあたり、本院の意向を反映させる など調剤薬局の独立性を阻害することを目的 として記載したものではありません。